

第24回緑区区民まつり 出店団体募集要項

- 1. 目的** ふれあいのある地域づくりを目的として第24回緑区区民まつりを開催するにあたり、イベントと一緒に盛り上げていただく出店団体を募集します。
- 2. 主催** 緑区区民まつり実行委員会
- 3. 開催日** 令和8年10月18日（日） 10時～15時（荒天中止）
- 4. 会場** 埼玉スタジアム2002 南広場（さいたま市緑区美園2-1）



5. 応募条件

さいたま市内に活動の拠点を有し、かつ活動をしている団体は、緑区区民まつりへの出店申込みをすることができます。

ただし、出店の目的を政治活動や宗教活動とする団体、公序良俗に反する団体、会場で禁止されている事項を実施する予定の団体及び個人は、お断りいたします。

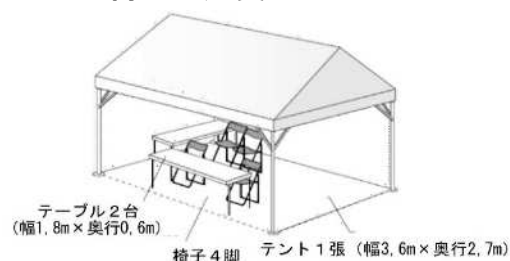
6. 出店ブース

区画数：60区画（予定）

1区画：テント1張（幅3.6m×奥行2.7m）、テーブル2台、椅子4脚貸与

最大申込区画数：1団体3区画まで

※テント前のスペースも使用可能です。



詳細は出店申込書をご確認ください。

内容により制限又はお断りする場合もございますのでご了承ください。

7. 出店形態・負担金

出店の形態や活動拠点の所在地に応じて、出店ブース1区画あたり下表の出店負担金を徴収します。

活動拠点	出店形態	金額（税込）
緑区内	物品・飲食物の販売、有料の参加型イベント	8,000円
	展示、無料の参加型イベント	3,000円
緑区外	全ての出店形態	13,000円

※ 次のいずれかに該当する場合は、出店負担金は免除となります（1区画まで）。

- (1) 区民まつり当日の収益を日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県共同募金会、さいたま市社会福祉協議会その他類似の福祉団体等へ寄付する場合。但し、寄付を行った後、速やかに寄付の受入れを証する書類を実行委員会へ提出すること。
- (2) 出店者が実行委員会に対し、10万円以上の協賛金を支払った場合。
- (3) 市がブースの運営に携わる場合。

※ 「活動拠点」とは本店・支店、本部・支部、営業所、事務所等となります。

8. 電源使用料

出店形態	電源タップ (100V対応コンセント2口、計1,500Wまで) 1つあたりの金額（税込）
物品・飲食物の販売、有料の参加型イベント	3,000円
展示、無料の参加型イベント 実行委員会を構成する団体 出店負担金免除団体（7.出店負担金 ※(1)~(3)）	電源タップ2つまで無料 ※ 電源タップを3つ以上希望する場合は、 3つ目以降の電源タップ1つあたり3,000円

※ 電源を使用希望する場合は、機械のワット数が分かるもの（写真等）を併せて提出してください（さいたま市電子申請・届出サービスから）。

※ 区民まつり当日、申込書に記入したワット数・コンセント口数を超えて用意することはできません。また、当日用意した電源を使用しなかった場合でも電源使用料は返金いたしませんので、正確に記入してください。

※ 団体が発電機を用意する（団体自身で電気を賄う）場合は、必ず事務局（緑区役所コミュニティ課）までご連絡ください。その場合、電源使用料のお支払いは不要です。

9. 備品使用料(超過分)

貸与品数を超過して貸与を希望する場合、備品使用料のお支払いをお願いいたします。

追加貸与備品	1台/脚あたりの金額（税込）
テーブル	400円
椅子	100円

電源タップ数、備品追加希望数は実行委員会との調整で決定します。

- ※ 1区画あたりテーブル2台、椅子4脚までは、実行委員会から無償で貸与します。
- ※ 出店負担金免除団体（7.出店負担金 ※(1)~(3)）は、備品使用料も免除となります。

10. 出店の選考

出店区画数に対して応募多数の場合は選考を実施します。選考の結果、出店をお断りする可能性がありますので、予めご了承ください。なお、選考を行う際は、下表の選考項目を考慮いたします。

選考項目
① 緑区内に活動拠点（本店・支店、本部・支部、営業所、事務所等）を有する団体
② 区民まつり協賛団体（出店募集期限までに協賛の申込みをしたものに限る）
③ 実行委員会を構成する団体
④ 緑区内の商店会員
⑤ 緑区魅力発信協力店登録団体又は緑区市民活動ネットワーク登録団体

- ※ 過年度の区民まつりにおいて、実行委員会が定めた遵守事項に違反した団体は、他の団体よりも劣後して取り扱います
- ※ 同順位の団体数が出店区画の残余数を超過した場合は、主催者が当該同順位の団体を対象に抽選を行います。
- ※ 選考結果は、全ての団体に対し、8月下旬頃に書面で通知いたします。選考の結果、選外となった場合において、主催者は応募者に生じた損害を補償いたしません。

11. 応募方法

さいたま市ホームページに掲載の下記申込様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、さいたま市電子申請・届出サービスにてご提出ください。締切は **7月17日（金）必着** です。

締切日以降の申請は、一切受け付けませんのでご了承ください。

- ※ 事務局（緑区役所コミュニティ課）宛てに、郵送、メールまたはファックスでの提出、窓口へ直接提出することも可能です。



電子申請はこちら

・申込様式

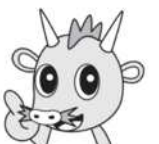
第24回緑区区民まつり出店申込書一式（詳細は申込書をご確認ください。）

様式のダウンロードや電子申請システムへのアクセスは、市ホームページから！

緑区区民まつり 出店 募集

検索

HP名：第24回緑区区民まつり 出店団体・ステージ出演者募集！



12. 食品の取り扱いについて

区民まつりでは、会場における食中毒の発生防止および来場者の安全確保のため、食品の取り扱いについて一定のルールを設けています。

食品を取り扱う場合は、別紙「食品の取り扱いについて」の内容を必ずご確認の上、お申し込みください。

13. 注意事項 ※ 出店内容を検討する際に、必ず留意してください。

- ① 出店配置は、出店内容をもとに当実行委員会が決定します。予めご了承ください。
- ② 令和8年9月9日（水）（予定）に出店者説明会を実施しますので、各団体1名は必ず出席してください。詳細は選考結果と共にお知らせします。やむを得ず出席できない場合は事務局（緑区役所コミュニティ課）へご相談ください。指示に従えない場合は出店をお断りいたします。
- ③ 出店料（出店負担金・電源使用料・備品使用料）は、上記の出店者説明会時にお支払いいただきます。
- ④ 会場は全面舗装されているため、テントペグ等を打ち込むことができませんのでご注意ください。
- ⑤ 会場は周辺に遮蔽物がなく、強風が吹き抜ける可能性があります。安全管理上、テント構造の変更や撤去等の対応を行う場合がありますので予めご了承ください。
- ⑥ 区民まつりの開催時間は10時～15時です。開会前の運営開始、閉会前の撤収は行わないでください。15時になりましたら速やかに出店を終了してください。これらが確認された場合、次年度の出店選考時に優先順位を下げる取り扱いをさせていただきます。
- ⑦ テント周辺スペースを利用する場合は、隣接ブースと譲り合い、来場者の通行を妨げないようにしてください。また、来場者の列は各団体で適切に管理し、必要に応じて最後尾にスタッフを配置し、安全確保に努めてください。実行委員会の指示に従わない場合や危険と判断した場合は、出店停止とします。
- ⑧ 搬入・搬出にあたっては、指定されたルートの遵守、駐車証の携帯、場内での徐行運転等のルールを必ず守ってください。詳細は出店者説明会でご案内いたします。
- ⑨ 会場には排水設備がありません。「調理器具を洗う場所」や「汚水を廃棄する場所」がありませんので、使用した汚水は各団体で持ち帰りとなります。公衆トイレや周辺施設への汚水廃棄は禁止します。確認された場合は、原状回復費用を請求するとともに、次年度以降の出店をお断りいたします。

- ⑩ 出店により発生したごみは、各団体で必ず持ち帰ってください。会場内のごみ箱への廃棄は禁止します。
- ⑪ 受動喫煙防止のため、会場内は全面禁煙です。
- ⑫ 出店に際し、食品又は火気器具を取り扱う場合、関係行政庁に対し、必要な申請手続きを行います。申請書は、事務局（緑区役所コミュニティ課）が取りまとめますので、遅滞なく書類を提出してください。また、関係行政庁から出店方法について指導があった場合は、必ず遵守してください。
- ⑬ 火気器具を取り扱う場合は適正な安全管理を行うとともに、消火器を必ず設置してください。事前連絡のない火気器具の持込みは認めません。また、火気器具を取り扱うにもかかわらず消火器設置の確認ができない場合は、安全確保の観点から出店停止とします。
- ⑭ 出店者が、区民まつりにおいて募金活動（社会福祉、災害復興支援、環境保護等の公益を目的としたものに限る）を実施する場合は、予めその内容を届け出るとともに、終了後、実績報告を行ってください。
- ⑮ 当日、事故やトラブルが発生した場合は速やかに実行委員会へ報告し、その指示に従ってください。
- ⑯ 当日は実行委員会スタッフが各ブースを巡回し、安全・衛生状況を確認します。改善指示があった場合は必ず対応してください。対応いただけない場合は出店停止とします。なお、記録のため写真撮影を行うことがあります。
- ⑰ 出店者の故意又は過失により生じた事故・トラブルについては、実行委員会は一切の責任を負いません。
- ⑱ 開催日当日、荒天が見込まれる場合は、開催を中止します。開催中止の場合、事前にお支払いいただいた出店料（出店負担金・電源使用料・備品使用料）は返金いたしません。また実行委員会は出店者に生じた損害を補償いたしません。予めご了承ください。
- ⑲ その他、本要項に定めのない事項については、実行委員会の指示に従っていただきます。
- ⑳ ご不明点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

《問合せ》

緑区区民まつり実行委員会事務局（緑区役所区民生活部コミュニティ課）

出店部会担当：柳澤・大草

〒336-8587 さいたま市緑区中尾975-1

TEL：712-1131 FAX：712-1272

E-mail：midoriku-community@city.saitama.lg.jp